全国的な災害時の歯科保健医療体制の構築の推進に向けて

2026年10月18日（日）　（22分）
宮城県歯科医師会館　5階講堂

東北大学 大学院歯学研究科 災害・環境歯学研究センター 特任講師
東京科学大学 大学院 救急災害医学分野・歯科公衆衛生学分野 非常勤講師
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部・日本大学松戸歯学部 非常勤講師
日本災害時公衆衛生歯科研究会　世話人

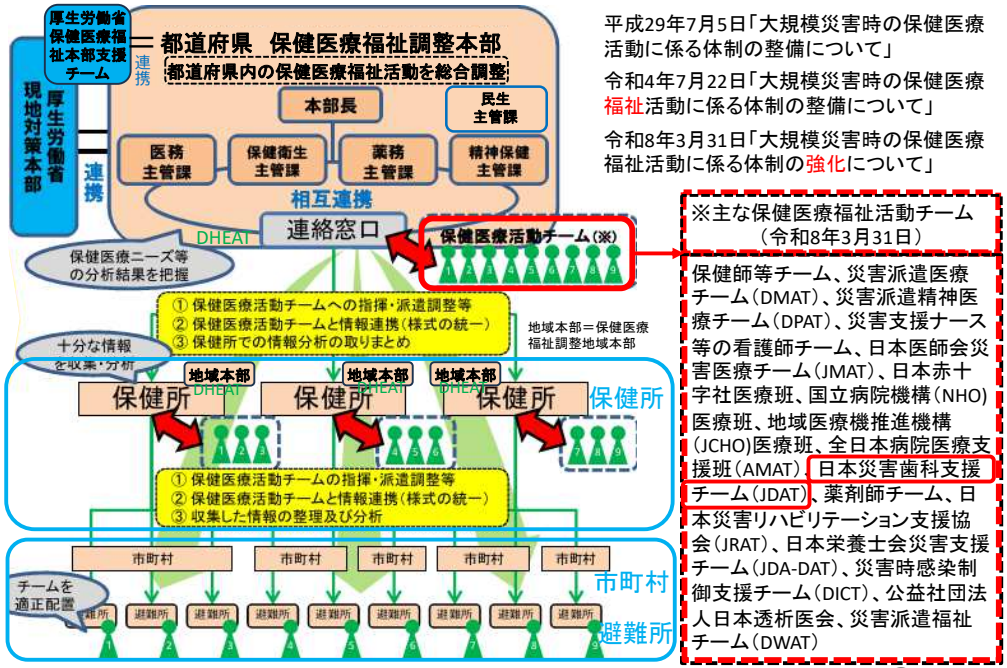
中久木　康一
nakakuki@biglobe.jp

災害時の歯科保健医療体制の構築

- 体制の構築
- 研修の現状
- 推進に向けて

体制の構築

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制



平成29年7月5日「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」
令和4年7月22日「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」
令和8年3月31日「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」

※主な保健医療福祉活動チーム（令和8年3月31日）

保健師等チーム、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等の看護師チーム、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社医療班、国立病院機構（NHO）医療班、地域医療機構推進機構（JCHO）医療班、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、公益社団法人日本透析医会、災害派遣福祉チーム（DWAT）

図は「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について，平成29年7月5日」に追記改変

© 2026 DPHD

日本災害歯科保健医療連絡協議会 ※平成27年4月設置

＜目的＞

大規模震災後の避難所・仮設住宅、被災者等への歯科保健医療の提供は、（急性期から慢性期に）に至るまで、様々な歯科関係職種の**継続的な支援**が必要である。

そのため、日本歯科医師会主導の下、**歯科関係団体同士の連携**や災害対応に関する**認識の共通化**を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の**情報集約や共有**を促し、有事に際して**国や都道府県との連携調整**を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を**迅速に効率よく**行うべく、協議していく。

＜構成団体＞

①日本歯科医師会
②日本歯科医学会
③日本私立歯科大学協会
④国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
⑤全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議
⑥日本病院歯科口腔外科協議会
⑦日本歯科衛生士会
⑧日本歯科技工士会
⑨全国行政歯科技術職連絡会
⑩日本歯科商工協会

※オブザーバー：内閣府、厚生労働省、日本医師会（JMAT関係者）、防衛省ほか

行動指針　共通書式　災害歯科保健医療標準テキスト　JDAT活動要領











活動要領・研修会・e-learning
行動指針・規則
根拠法・協定
共通書式・アクションカード
参考資料・過去の情報
関連情報

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）

（下線、太字は追記）

【目的・趣旨】（抜粋）

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、**避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援**することを通じて被災者の健康を守り、**地域歯科医療の復旧を支援する**こと等を目的としている。

大規模災害時には、公益社団法人日本歯科医師会（以下、「日本歯科医師会」という。）が基幹事務局となり組織する**日本災害歯科保健医療連絡協議会**（以下、「連絡協議会」という。）**として**、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚生労働省からの要請に基づき JDAT を派遣し、被災地域に人的支援や物資の支援等を行う。

JDAT活動要領2025年3月（第2版） https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v02.pdf

JDAT

- JDAT（日本災害歯科支援チーム）は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



歯科相談
応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる



歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。
災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



【集団】
お口の
健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康　講話



地域の歯科医療
提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

＜連絡先＞ ＊＊歯科医師会　＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

災害歯研　Ver1.2（202504）

保健・医療・福祉の活動チームによる支援（主なもの）



DMAT現場活動（患者搬送）



保健師による避難所巡回（輪島市）



1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

- **DMAT**（ディーマット：災害派遣医療チーム）Disaster Medical Assistance Team　医療
- **DPAT**（ディーパット：災害派遣精神医療チーム）Disaster Psychiatric Assistance Team　心理
- **JMAT**（ジェイマット：日本医師会災害医療チーム ）Japan Medical Association Team　医療
- **JDAT**（ジェイダット：日本災害歯科支援チーム）Japan Dental Alliance Team　歯科
- **DHEAT**（ディーヒート：災害時健康危機管理支援チーム※）Disaster health emergency assistance team　※保健所等の指揮　保健
- **DWAT**（ディーワット：災害派遣福祉チーム）Disaster Welfare Assistance Team　福祉
- **JRAT**（ジェイラット：一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会）Japan Disaster Rehabilitation Assistance. Team　リハ
- **JDA-DAT**（ジェイディーエーダット：日本栄養士会災害支援チーム）The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team　栄養
- **DICT**（ディーアイシーティー：災害時感染制御支援チーム）Disaster Infection Control Team
- **日赤救護班**（日本赤十字社）
- **保健師等チーム**（自治体職員）　等　保健

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について，
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

Ⅱ　各期における保健活動の概要（風水害・噴火災害編）【表6】

	避難勧告等発令時 準備体制の確立 （避難情報発令） 避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	フェーズ0 初動体制の確立 （概ね災害発生後24時間以内） **災害モードへの切り替え**	フェーズ1 緊急対策 －生命・安全の確保－ （概ね災害発生後72時間以内）
	●各フェーズで対応ができなかった事項については引き続き次フェーズで実施する		
地域の概況	要援護者の避難・停電・断水による情報伝達困難	人的被害・孤立者の救助・捜索・電気や交通等インフラの不全	被害の全容把握・生活用品の不足
ニーズ 医療		◎傷病者の急増 ◎救命救急 ◎搬送 ◎医療機能の低下（治療・病床数・従事者・医薬品）	◎DMATの交代・他の医療チームの派遣 ◎医療機能の低下 ◎救護所の設置・運営
ニーズ 保健	◎避難所の設置・運営 ◎低体温症 ◎従事者の帰宅困難	◎生活環境の悪化 ◎サービスの低下（水・従事者・各種解決手段）	◎感染症の流行 ◎熱中症　◎歯科・口腔衛生 ◎メンタルヘルス ◎サービスの低下 ◎保健医療活動チームの受援
ニーズ 福祉	◎避難行動要支援者の避難 ◎従事者の帰宅困難	◎孤立者の安全確保 ◎サービスの低下（施設・従事者）	◎福祉避難所の設置 ◎サービスの低下
保健医療活動チーム等の例		・DMAT（医療への被害程度によっては派遣無） ・日本赤十字社	・DHEAT ・DPAT ・JMAT ・その他の医療チーム

フェーズ2　応急対策　－生活の安定－
（避難所対策が中心の時期）

フェーズ2 応急対策 －生活の安定－ （避難所対策が中心の時期）	フェーズ3 応急対策 －生活の安定－ （避難所から概ね仮設住宅入居までの期間）	フェーズ4 復旧・復興対策期 －人生の再建・地域の再建－ （仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期）	フェーズ5－1 復興支援期・前期 －復興住宅に移行するまで－ （コミュニティの再構築と地域との融合）	フェーズ5－2 復興支援期・後期 －新たなまちづくり－
避難所の利用者・退出者の増加・ニーズの顕在化	避難者の移動・帰宅困難な避難者		復興・復旧対策の実施	
◎地域医療への移行 ◎巡回診療 ◎医療機能の回復				
◎食生活・栄養の偏り ◎生活不活発病 ◎慢性疾患の治療継続 ◎保健医療活動チームの配置・調整・会議開催	◎メンタルヘルス ◎孤立 ◎保健医療活動チームの活動終了	◎ソーシャルキャピタルの醸成		
◎福祉避難所の運営 ◎サービス調整				
・保健師等チーム ・JDA-DAT ・こころのケアチーム ・JRAT ・JDAT	・保健師等チーム ・こころのケアチーム			



災害時の保健活動推進マニュアル（P. 21・22）

地方公共団体における歯科保健医療業務指針

令和6年4月1日　適用
（下線は追記）

第一　都道府県及び保健所における歯科保健医療業務
2 地域歯科医療提供体制の構築について
（6）災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めることまた、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

第二　市町村における歯科保健業
2 歯科保健事業等の実施について
（9）地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の（1）～（8）に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

https://www.mhlw.go.jp/content/001267309.pdf

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年法律第95号）第12条第1項

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（R6年度～）

（下線は追記）

第六　その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

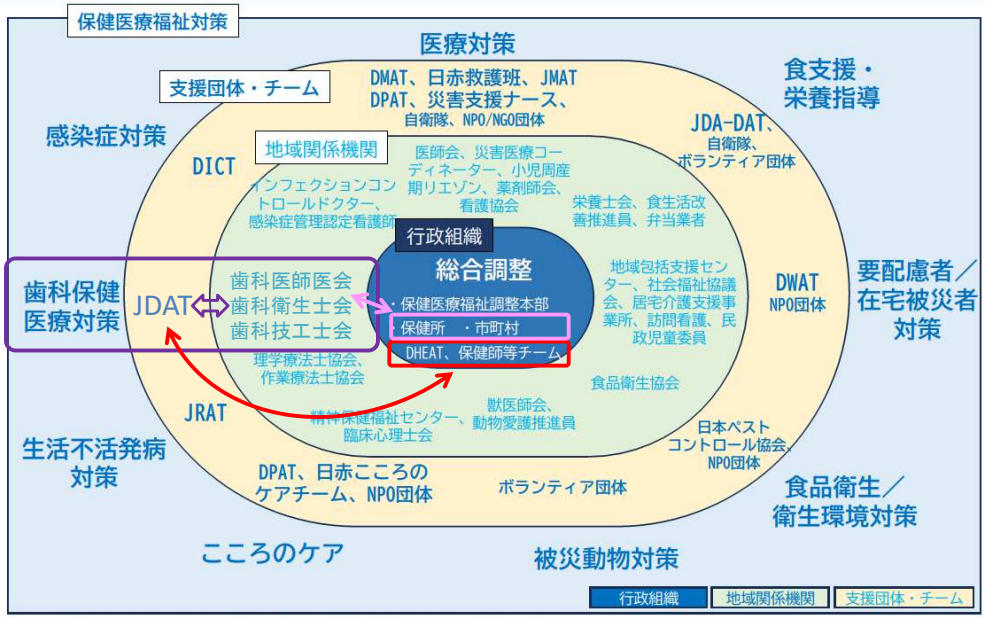
三　大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時には、避難生活等における口腔内の清掃不良等によりリスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要であり、平時から国民や歯科口腔保健の関係者に対して、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努める必要がある。

また、地方公共団体においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めることとする。なお、大規模災害時の歯科口腔保健等に関する活動の指針等を策定する等の対応を行うことが望ましい。

【官報】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（厚生労働省告示第289号）

災害時の主な保健医療福祉活動（施策）と関係団体【例】



出典：DHEAT活動ハンドブック（第2版）（令和5年3月）67頁より引用・編集

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について，
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

DHEAT　活動理念と役割



- DHEATの活動理念は「防ぎ得た死と二次健康被害を最小化すること」、「（被災地が）できる限り早く通常の生活を取り戻すこと」にあります。
- DHEATの役割は、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所（保健所支援としての市町村支援を含む。）における指揮調整（マネジメント）機能の支援です。

DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム): Disaster Health Emergency Assistance Team
一定規模以上の災害が発生した際に、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所が担う指揮・総合調整（マネジメント）機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成される応援派遣チーム

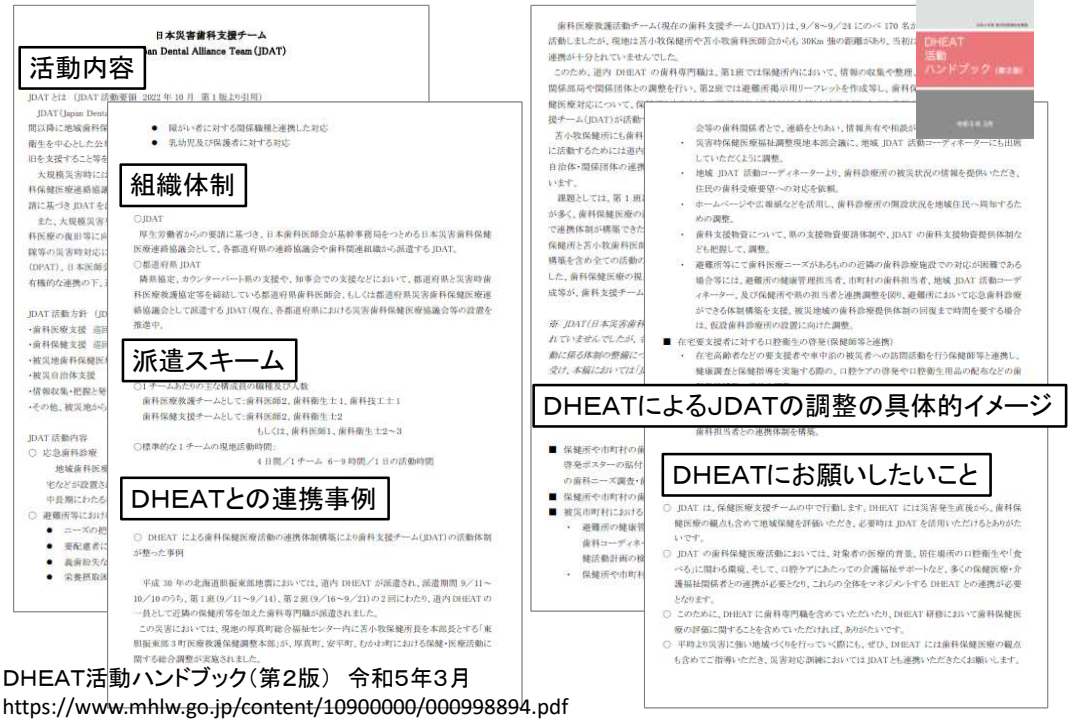
Ⅴ．活動の実際
2．災害時保健医療福祉活動



1. 医療対策
2. 避難所運営支援
3. 歯科保健医療対策
4. 感染症対策
5. 食支援・栄養指導
6. 生活不活発病対策
7. 車中泊・深部静脈血栓症（DVT）対策
8. 在宅被災者支援
9. 要配慮者支援（高齢者、母子、障がい者）
10. こころのケア
11. 衛生環境対策
12. 食品衛生対策
13. 被災動物対策
14. 御遺体の取扱いに係る対応

DHEAT活動ハンドブック（第2版）　令和5年3月
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000998894.pdf

日本災害歯科支援チーム（JDAT）



DHEAT活動ハンドブック（第2版） 令和5年3月
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000998894.pdf

災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチーム（例）



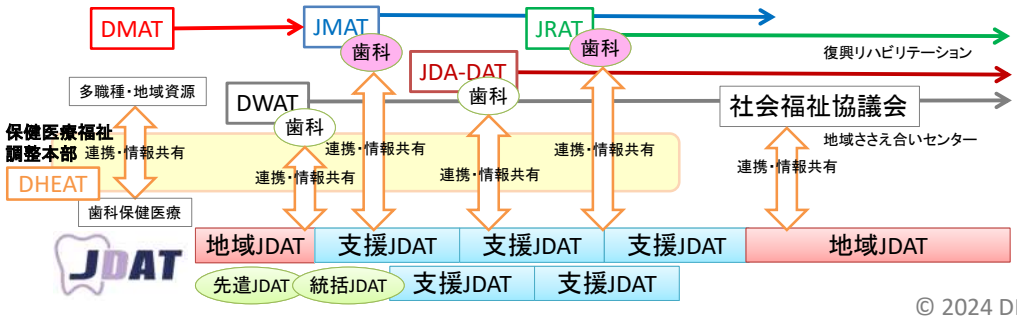
災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について，「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携

超急性期	急性期	亜急性期	慢性期
歯科のフェーズ	歯科支援開始（必要時、歯科救護所設置）	医療ニーズから保健フェーズへ	歯科診療所再開 仮設歯科診療所開設（必要時）
被災地での歯科対応	応急歯科診療	地域歯科医療再開	避難所集約・仮設住宅へ移行
	口腔衛生管理、歯科保健指導		地域歯科保健の再構築
	口腔感染症・災害関連疾病（誤嚥性肺炎）予防		

保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携

※ 概念図であり、タイミングはこの限りではありません



© 2024 DPHD









医政歯発 0331 第６号
令和８年３月 31 日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公印省略）

「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方」について

標記については、令和４年度厚生労働行政推進調査事業「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」（研究代表者：中久木康一）により、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」がとりまとめられたところですが、今般、最新の知見等を踏まえ、改訂が行われました。

本書は、自然災害発生後の生活環境が整わない状況下においても、避難所や福祉避難所での生活者のみならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り、ひいては全身の健康を守るために、どの時期（フェーズ）にどのような歯科保健医療活動が必要となるかの概要を、理解しやすく提示することを目的としたものです。

貴職におかれましては、これらについて御了知いただくとともに、貴管下の市町村等に対して周知いただきますようお願いいたします。

自治体における災害時の
歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方

令和５年３月
（令和８年３月改定追補版）

令和４年度　厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」

研究代表者　中久木 康一

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001660260.pdf

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」
（令和8年（2026 年）3月改定追補版）

本「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」は、自然災害発生後の整わない生活環境においても、避難所や福祉避難所での生活者のみならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り全身の健康を守るために、どの時期（フェーズ）にどのような歯科保健医療活動が必要となるかの概要を、理解しやすく提示することを目的としています。災害後の時間経過にあわせて、都道府県、保健所、市町村ごとに実施すべき歯科保健医療活動の要点も掲載しました。

Ⅰ　災害時の歯科保健医療の概要

1.　災害時の歯科保健医療支援活動の必要性

災害時（特に大規模災害時）には地域の歯科医療機関も通常通りの対応はできず、生活環境が整わない避難生活による口腔の健康にも影響を及ぼします。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活で健康を保つことが困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔健康管理やその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要とされます。

2.　災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割

自治体においては、平時より住民に対する歯科を含めた保健医療サービスを提供しており、災害時でも継続できる体制を構築していく必要があります。

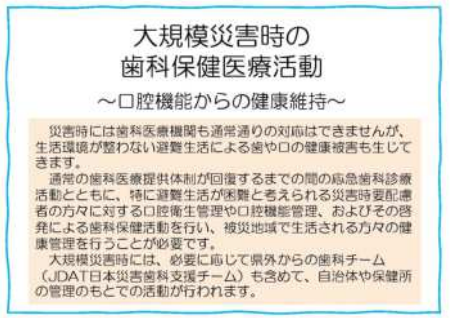
大規模災害時には、被災により自治体機能は低下しますが、住民からの要望は急増するというミスマッチが生じます。このため、必要時は被災自治体外から派遣される保健医療福祉活動チーム等も含めての、地域保健医療福祉支援活動が行われます。自治体は、歯科保健医療支援活動においても、被災自治体内外の歯科支援チームを管理・活用し、住民に歯科保健医療サービスを提供することが必要です。

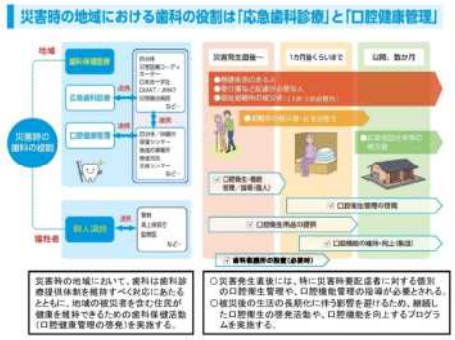
3.　災害で生じる歯科保健医療の問題

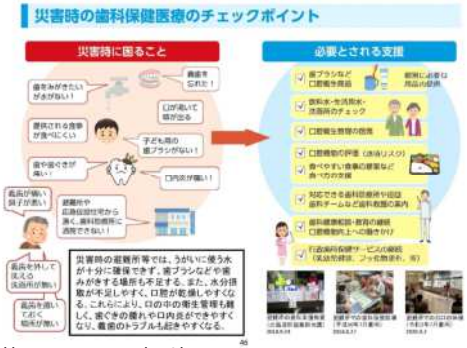
自然災害においては、多くのインフラが影響を受けます。災害の規模等により復旧までの期間は異なりますが、大規模災害時には、上下水道の復旧に １カ月程度の期間がかかることも予想

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001660260.pdf

令和4年度厚生労働行政推進調査（令和7年度改定追補版）



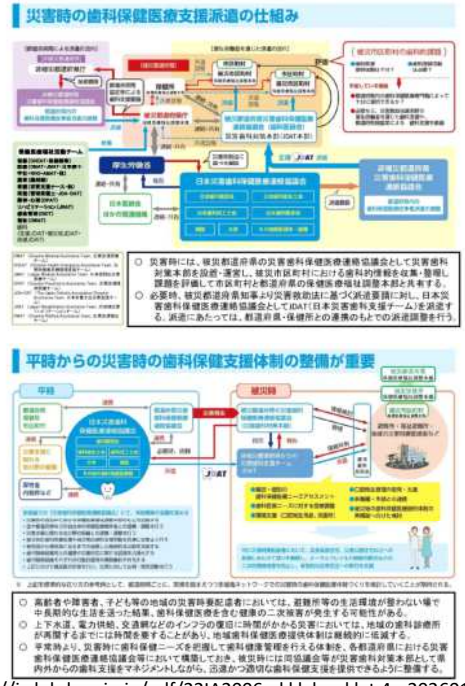






https://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.booklet.4p.20260108.pdf

令和4年度厚生労働行政推進調査（令和7年度改定追補版）





災害時の避難所における歯科活動には、自治体や保健所のみならず、多くの保健医療/介護福祉専門職・チームとの連携が欠かせません。また、適切に支援を提供するためには、時間とともに移動し、そして変化していく人々のニーズを、偏りなく迅速に把握して評価し続けることが必要とされます。

多職種・多組織での支援にあたり、評価や支援を効率化し、実効性の高い支援に結び付けることが大切であり、そのための体制を地域ごとに整備しておくことが必要となります。更には、その体制を災害発生直後から迅速に稼働させるためには、平時からの研修や訓練、または備蓄やシステムなどが必要となります。

もちろん、公助が届くまでの時間は、自助・共助で対処いただくしかありません。住民も含めて災害時の健康管理の重要性を理解し、自分で動ける住民は災害時にも自分の健康管理を継続できる準備を意識していただくような、働きかけることも大切です。

支援チームの役割は、地域に残る医療・介護施設等に繋ぎ、地域の保健医療福祉提供体制を再構築することであり、JDATは、地域歯科専門職により行われる歯科保健医療支援活動を支援することを通じて、被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としています。

令和4年度　厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業（22IA2006）
自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究
にて作成、令和7年度改定追補版

東北大学大学院歯学研究科災害・環境歯学研究センター／東京科学大学大学院急性疾患医学分野・歯科公衆衛生学分野／日本災害時公衆衛生歯科研究会
中久木康一　nakaki.koichi@tmd.ac.jp / jsdphd-admin@umin.org

https://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.booklet.4p.20260108.pdf

災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

		フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
		初動体制の確立	緊急対策 －生命・安全の確保－	応急対策 －生活の安定－	応急対策 －生活の安定－	復旧・復興対策期 －人生の再建・地域の再建－
		概ね災害発生後24時間以内	概ね災害発生後72時間以内	避難所対策が中心の時期	避難所から概ね仮設住宅入居までの時期	仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期
歯科ニーズ	医療	口腔関連非外傷への対応、広域搬送歯科医療機能の低下	歯科支援チーム（JDAT）派遣業務の準備・調整 歯科医療救護所設置の準備・調整	被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	歯科医療救護所の閉鎖 地域歯科医療への移行・引継ぎ	地域歯科医療提供体制の推進
	保健	生活環境の悪化、口腔衛生資材の不足 保健サービスの低下	生活環境がさらに悪化、口腔衛生資材の不足 避難者の口腔衛生状態の悪化	避難所等のアセスメントの実施 避難者の口腔衛生、口腔機能維持の啓発活動	避難所等における歯科保健活動の継続	地域歯科保健活動の推進
	福祉	障害者、要介護者の介護サービスの低下 要配慮者の口腔衛生管理の中断	福祉避難所の設置、介護サービスの低下 要配慮者の口腔衛生状態の悪化	福祉避難所、介護施設のアセスメントの実施 誤嚥性肺炎予防のための口腔健康管理の介入	介護者による口腔健康管理の支援 多職種連携による口腔健康管理の実施	地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療活動の推進
都道府県主管課	連携	・保健医療福祉調整本部への災害歯科医療コーディネーター等の歯科保健医療関係者の招集 ・歯科関係団体への連絡、情報共有 ・被災状況の確認（被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等） ・現地調整本部（保健所）、本庁各課との連絡、情報共有（各課の役割、問合せ窓口の確認等） ・歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備（現地調整本部からの情報収集、国への物資発送依頼）	・保健医療福祉調整本部への災害歯科医療コーディネーター等の出席要請 ・歯科関係団体との情報共有 ・現地調整本部（保健所）、本庁各課との歯科関係医療関係被災状況等の情報共有、分析 （現地調整本部（保健所）が必要とする場合の歯科専門職の派遣（歯科関係状況の把握・調整支援））		・都道府県内及び地域における歯科保健医療支援体制の確認	・保健所、本庁各課との歯科保健医療関係情報の共有、分析 ・歯科関係団体との情報共有、支援協力依頼
	二次物資	・歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等について現地本部と調整を行い、不足物資の確保			・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、支援体制の検討	・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、支援活動の見直し、活動終了時期の検討
	活動	・現地本部からの被災状況報告に応じた歯科支援チーム（JDAT）派遣要請検討、国への派遣調整業務、受援体制の構築	・現地調整本部（保健所）からの被災状況報告に応じた歯科支援チーム（JDAT）活動計画の見直し、受援調整、支援活動終了時期の検討		・歯科支援チーム（JDAT）派遣終了の決定、国等への報告	
保健所	連携	・現地保健医療福祉調整本部への地域災害歯科医療コーディネーター等の歯科保健医療関係者の招集 ・地域歯科関係団体への連絡、情報共有 ・被災状況の確認（被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等）及び県本部への報告（災害救済メリエゾンや保健部への歯科的視点確認 ・地域調整本部内での役割分担時に歯科の視点を入れ、情報共有（本部及び市町村窓口の確認等）	・現地保健医療福祉調整本部会議への地域災害歯科医療コーディネーター等の歯科保健医療関係者の出席要請 ・地域歯科関係団体との情報共有 ・歯科保健医療に係る被災状況の情報収集、分析 ・歯科保健医療支援の方針決定、県調整本部への報告 （現地調整本部が必要とする場合の歯科専門職の派遣要請）	・歯科保健医療支援計画の見直し、県調整本部への報告		・本庁各課、市町村との歯科保健医療関係情報の共有、分析 ・地域歯科関係団体との情報共有、支援協力依頼
	二次物資	・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備	・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と不足物資の確保（県調整本部へ要請） ※感染性疾患を予防するには早期の歯科保健医療支援体制の構築が必要であるため、避難所のライフラインの状況、ハイリスク者の状況等の状況を考慮した支援活動の検討を行う。特にハイリスク者の対応を行っている福祉避難所における支援体制を考慮する。		・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、地域歯科保健医療資源による支援体制の検討（復興/リハビリテーション等における歯科保健支援活動の検討等）	・仮設住宅等における歯科ニーズの把握、支援活動の見直し、活動終了時期の検討
	活動	・被災状況に応じて歯科支援チーム（JDAT）派遣業務検討、県本部への派遣要請、受援体制の構築　※被災状況の規模や、地域歯科医療機関・関係団体の支援体制の確認を行い、派遣要請の検討を行う。	・避難所等の状況に応じた歯科支援チーム（JDAT）派遣業務決定、県調整本部への派遣要請、受援、調整 ・地域歯科医療提供体制に応じて応急歯科診療所等の設置の検討	・避難所等の状況に応じた歯科支援チーム（JDAT）受援調整、支援活動終了時期の検討	・歯科支援チーム（JDAT）活動終了をふまえた地域歯科保健医療関係者との引継ぎ支援	
市町村	連携	・市町村対策本部の立上げにおける地域歯科医療関係者の招集（地域の代表歯科医師等） ・被災状況の確認（被災地域、被災者数等）、避難所設置の検討 ・被災状況や避難所設置状況を踏まえた口腔衛生用品等の歯科保健医用関係物資や啓発資料等の確認を行い、不足する場合は現地調整本部に支援要請 ・歯科支援チーム（JDAT）の受援体制の準備	・市町村対策本部会議への地域歯科医療関係者の出席依頼（地域の代表歯科医師等） ・歯科保健医療に係る被災状況の情報収集、現地調整本部への報告・相談 （現地調整本部が必要とする場合の歯科専門職の派遣要請） ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認、不足する場合は現地調整本部に要請 ・歯科支援チーム（JDAT）の受援調整	・歯科支援チーム（JDAT）との連携、支援活動終了時期の検討	・仮設住宅等における歯科ニーズ調査（歯科項目を調査に含める）の実施、復興に向けた支援体制の検討 ・歯科支援チーム（JDAT）の活動終了を踏まえた地域歯科保健医療関係者への引継ぎ支援	・歯科保健医療に係る被災状況の情報収集、保健所との情報共有・相談 ・地域歯科保健医療関係者との情報共有、連携した支援活動 ・仮設住宅等における歯科ニーズ調査（歯科項目を調査に含める）の実施、支援活動の見直し、活動終了時期の検討

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業（22IA2006）「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方

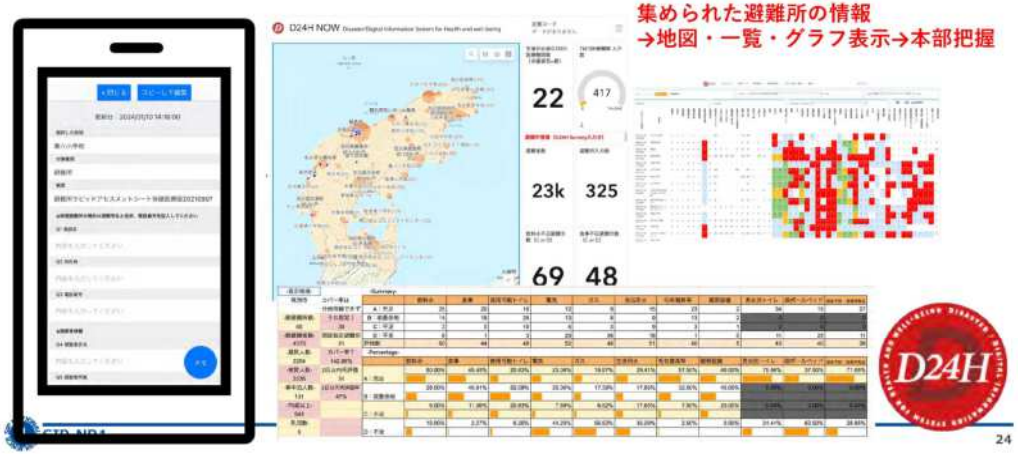


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505.html

D24H 令和6年能登半島地震



24

市川 学（芝浦工業大学 システム理工学部），教育講演３　保健 / 医療 / 福祉をつなぐD24H，日本災害看護学会第27回年次大会，国立オリンピック記念青少年総合センター，2025年9月7日

D24Hの活用範囲

D24Hを活用する機関等については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（通知）等を踏まえて設定し、各団体にIDとパスワードを付与

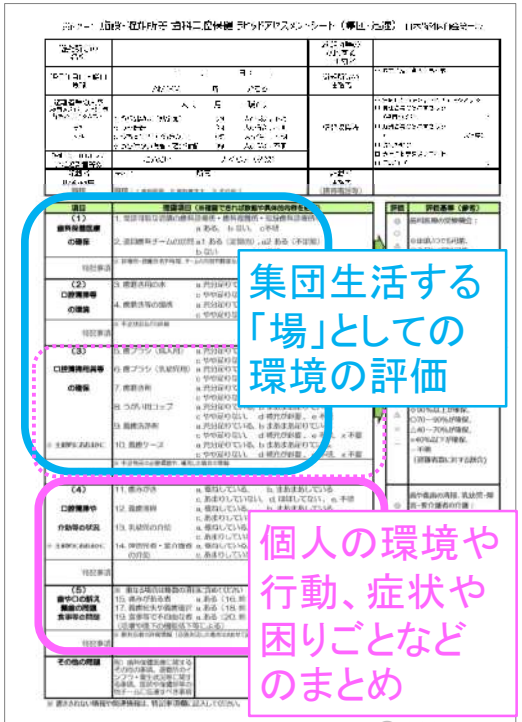
属性	団体等名称
国	・厚生労働省職員（大臣官房厚生科学課、医政局、医薬局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局）、内閣府（防災）、他省庁の職員（経産省、国交省、農水省等）
都道府県保健医療福祉調整本部	県庁の職員（防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課※） ※「災害時の福祉支援体制の整備について」平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。
保健所・DHEAT、市町村	・保健所の職員　・災害医療コーディネーター　・災害薬事コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン　・市町村（保健所と連携）
保健医療福祉活動チーム等	・災害派遣医療チーム（DMAT）　・日本医師会災害医療チーム（JMAT） ・日本赤十字社の救護班　・独立行政法人国立病院機構の医療班 ・全日本医療支援班（AMAT）　・日本災害歯科支援チーム（JDAT） ・薬剤師チーム　・看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む） ・保健師等チーム　・管理栄養士チーム　・日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT） ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）　・日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT） ・災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT） ・その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム　・中間支援団体（JVORDを想定）

大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）
https://www.mhlw.go.jp/content/001463038.pdf

歯科／集団・迅速

災害時避難所等 口腔保健アセスメントシート

項目	
基本情報	
対象者	避難者数 高リスク者数
（1）歯科医療	歯科保健医療の確保状況
（2）環境	水・洗口場の確保状況
（3）用具	歯ブラシ・歯磨剤の確保状況
（4）行動	口腔衛生行動 介助の有無
（5）症状	痛みや不自由さの有無
その他	



http://jsdphd.umin.jp/

© 2025 DPHD





研修の現状

災害歯科保健医療体制研修会

（2018年度～，厚労省補助金 災害医療チーム等養成支援事業）

1日目

スケジュール	研修科目
11:00～11:05※5分	開会・挨拶
11:05～11:15※10分	研修の目的（オリエンテーション）
11:15～11:35※20分	災害歯科医療概論
11:35～12:05※30分	歯科災害派遣チームの実現に向けて
12:05～12:35※30分	災害歯科コーディネーターの役割
12:35～13:30※55分	＜休憩＞
13:30～14:00※30分	災害時における歯科医師会の対応
14:00～14:30※30分	災害時における保健医療の対応
14:30～14:50※20分	厚生労働省における災害対応
14:50～15:20※30分	JMAT等との連携（災害時の医療チームの活動）
15:20～15:40※20分	＜休憩＞
15:40～16:10※30分	内閣府における災害対策
16:10～16:30※20分	防衛省・自衛隊における災害活動
16:30～16:45※15分	海上保安庁における災害対応
16:45～17:00※15分	警察庁における災害対応（身元確認含む）
17:00～17:25※25分	災害時における身元確認体制との連携
17:25	1日目閉会

2日目

スケジュール	研修科目
9:30～11:30 ※120分	【講義・演習】被災市町村におけるコーディネート
11:30～12:30 ※60分	＜休憩＞
12:30～13:30 ※60分	【講義・ロールプレイ】心理社会的サポート
13:30～15:30 ※120分	【講義・演習】都道府県におけるコーディネート
15:30～15:50 ※20分	総評、質疑
15:50	閉会・修了証交付

主催：日本歯科医師会
（災害歯科保健医療連絡協議会 事務局）

JDAT

厚生労働省補助金 災害医療チーム等養成支援事業

研修会（2026年度現在）赤字は2024年度から

JDATロジスティクス研修会（計画中）

- 各構成団体におけるJDAT事務局関係者が主な対象
- 2024年度からロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

JDATアドバンス研修会（2020年度～）

- 対象は各構成団体よりの推薦者
- 東京にて年3回（地域別）、実地
- 事前動画・事前課題あり、当日は意見交換が主体

JDAT標準研修会（2018年度～（旧：体制研修会））

- eラーニング（標準編1時間）による事前研修あり、演習は5時間
- 基本は地域開催（主催：各構成団体及び傘下団体）、対象は主催者で設定可
- 日本歯科医師会開催は年1回：ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ動画＋実地演習、各構成団体の推薦者）

JDAT基礎研修会（2024年度～）

- eラーニングのみ（基礎編2時間30分）
- どなたでも、いつでも、もちろん無料！
- PDFにて修了証発行

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/

歯学教育モデル・コア・カリキュラム
令和 4 年度改訂版
モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会

第 1 章 歯科医師として求められる基本的な資質・能力

PR:プロフェッショナリズム(Professionalism)
GE:総合的に患者・生活者をみる姿勢(General Attitude) ...
LL:生涯にわたって共に学ぶ姿勢(Lifelong Learning)
RE:科学的探究(Research)
PS:専門知識に基づいた問題解決能力(Problem Solving)
IT:情報・科学技術を活かす能力(Information Technology) .
CS:患者ケアのための診療技能(Clinical Skills)
CM:コミュニケーション能力(Communication)
IP:多職種連携能力(Interprofessional Collaboration)
SO:社会における医療の役割の理解(Medicine in Society) ..

第 2 章 学修目標

SO:社会における医療の役割の理解
(Medicine in Society)

- 健康の代弁者として公衆衛生の向上を図るために、医療は社会の一部であるという自覚を持ち、経済的な 観点・地域特性を捉えた視点・国際的な視野も持ちながら、公正な歯科医療を提供していく。
- SO-01 社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生)を理解している。
- SO-02 予防と健康増進を理解している。
- SO-03 医療、保健、福祉、介護とそれを取り巻く社会環境を理解している。
- SO-04 社会や地域における歯科医療の現状を理解し、口腔の健康を通じて全身の健康の増進の 活動に積極的に参加できる。
- SO-05 地域医療において、各種制度に基づく歯科医師の果たす役割を自覚し、行動できる。
- SO-06 災害時における歯科医師の役割を理解している。
- SO-07 国際社会における多様性を理解し、地域医療でも活躍できる。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム　令和 4 年度改訂版
モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会

C 社会と歯学
適正な歯科医療を提供するために、歯科医師に求められる倫理的、法的、社会的知識と態度を身に付ける。

C-4 健康と社会、環境

C-4-3 医療・保健・福祉・介護の制度
限られた医療資源の有効活用の視点を踏まえ、適切に医療・保健・福祉・介護を提供するために、関連する社会制度、地域医療及び社会環境を理解する。

学修目標:
C-4-3-1 地域、職場及び各ライフステージの保健医療施策の背景と概要を理解している。
C-4-3-2 社会保障制度(社会保険の各制度、社会福祉、公的扶助、公衆衛生)を理解している。
C-4-3-3 社会保障費と医療経済(国民医療費、医療費負担と給付)を理解している。
C-4-3-4 小児や高齢者、障害者等の置かれた社会環境とその考え方(ユニバーサルデザイン、バリアフリー、生活の質(QOL))を理解している。
C-4-3-5 虐待の防止に関する制度と歯科医師の責務を理解している。
C-4-3-6 地域包括ケアシステムをはじめとする、地域における医療・保健・福祉・介護の連携を理解している。
C-4-3-7 地域における災害医療、在宅医療及びへき地医療の体制を理解している。
C-4-3-8 災害時の歯科医療の必要性を理解している。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム　令和 4 年度改訂版
モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会

R3年度～

新たな到達目標の構成

改正の概要
○ 見直し後の到達目標の構成は以下の通りである。
○ 基本的診療業務に示す具体的な個別目標の各項目について
要数を選択し設定する。

達成目標は平成18年度の歯科医師臨床研修制度必修化以降修正されていなかったが、平成28年度改訂歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性をとるための見直しが行われた。

A.歯科医師としての基本的価値観	1.社会的使命と公衆衛生への寄与 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。	2.利他的な態度 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。	3.人間性 患者や情、知いやりの						
B.資質・能力	1.医学・医療における倫理性	2.歯科医療の質と安全の管理	3.医学知識と問題対応能力	4.診療技能と患者ケア	5.コミュニケーション能力	6.チーム医療の実践 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。	7.社会における歯科医療の実践 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。	8.科学的探究 医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。	9.生涯にわたって共に学ぶ姿勢 医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
C.基本的診療業務	1. 基本的診療能力等 （1）基本的診察・検査・診断・診療計画 （2）基本的臨床技能等 （3）患者管理 （4）患者の状態に応じた歯科医療の提供					2．歯科医療に関連する連携と制度の理解等 （1）歯科専門職間の連携 （2）多職種連携、地域医療 （3）地域保健 （4）歯科医療提供に関連する制度の理解			

研修歯科医評価表Ⅱ（B. 資質・能力）
7.社会における歯科医療の実践
5.災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

具体的な到達目標

歯科医師臨床研修の制度改正の概要について
令和2年9月　厚生労働省医政局歯科保健課

教育・研修の課題

コアカリ → 国家試験 → 臨床研修 → 勤務医 → 歯科医師会

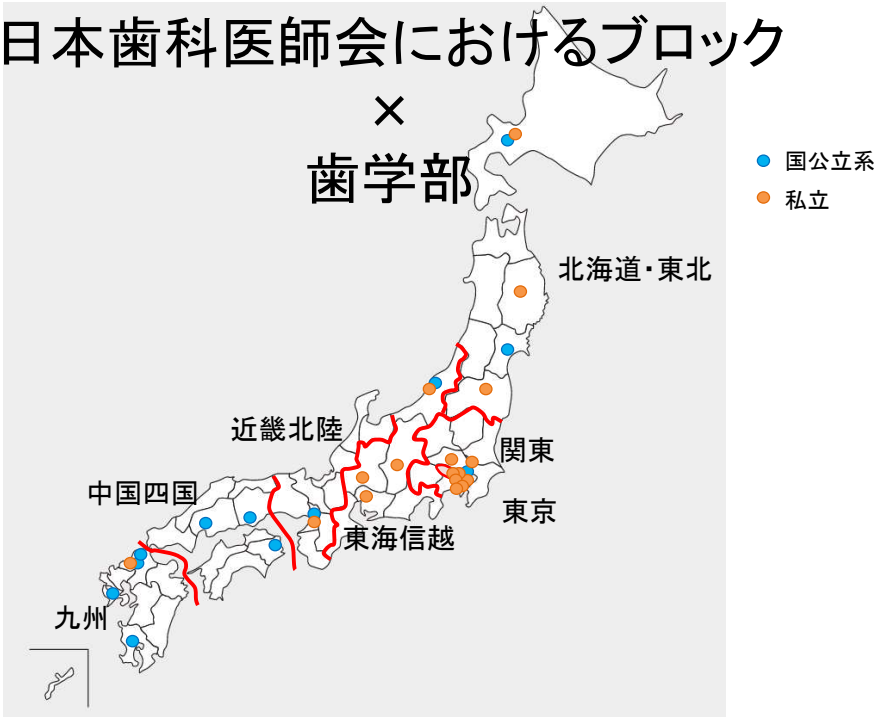
○	△	△	×	△
H22～ 大災害時の歯科保健医療を説明できる H28～ 災害時の歯科保健医療の必要性と歯科医師の役割を説明できる。 R4～ 災害時における歯科医師の役割を理解している。	H26～ 「救急・災害時の歯科保健医療対策（大規模災害時を含む）」 →数年に1題 主にトリアージ	R3～ 「災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する」 →まだ数校、歯学部のみでは？		任意 数年に1回？ →演習の参加機会はまずまわってこない？

歯学部における災害歯科医学教育

個別問合せ＋ハンドサーチ　2024年6月～9月

- 歯学科の学生教育は不明3校を除く全てで行われていたが，学年や内容や形式は多種多様
 - 6年生（奥羽・日歯新潟）、5年生（東北、明海、新潟）以外は1年生・3or4年生が多い
 - 単独の講義演習枠は少ない／関連する講義演習枠の中に1講義だけ入っているものが多い
 - 担当は、予防歯科系／法歯科医学系
 - 経験者（外部講師）による講義も多い
- 研修歯科医に対しては4，大学院においては3，その他は4（うち2つは不定期）の歯学部で教育を実施

日本歯科医師会におけるブロック × 歯学部



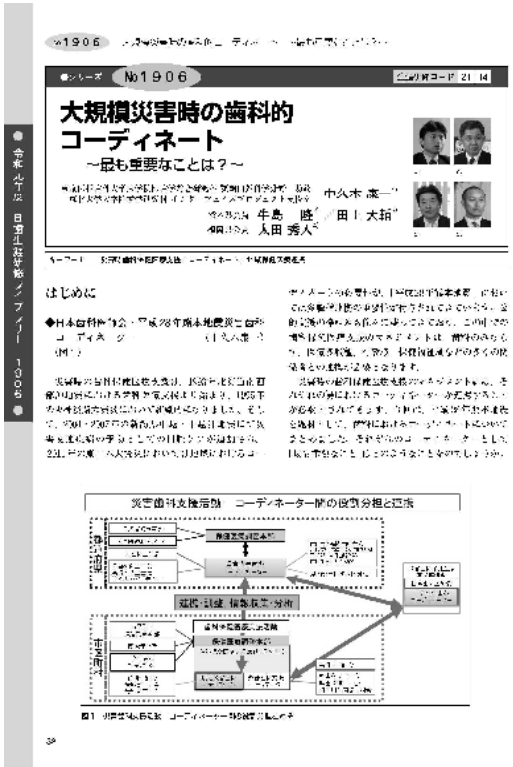
推進に向けて

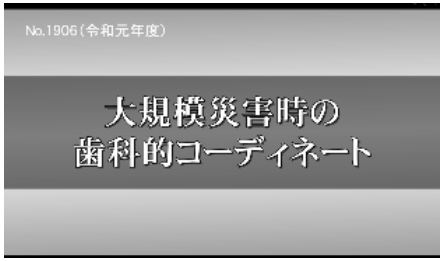
必要性と体制への理解

- 地域の歯科保健医療提供体制が、災害時においても確保されていれば、災害時活動は不要
- 歯科においては、歯科診療所の防災・事業継続に向けた対策（BCP/BCM）が必要であり前提
- 必要時、自治体により行われる住民に対する歯科保健医療提供体制の確保のための事業に、災害時歯科医療救護協定に基づいて出務する委託事業のような位置づけ
- 迅速かつ継続的な活動には勤務者の活用が必須
- 目的は、地域歯科保健医療体制の確保と継続

災害歯科教育における「保健」の導入

- 災害時対応は「保健医療福祉」が包括された体制の中での歯科となることに対して、教育構築・実施側の理解が追い付いていない
- 医療の確保のみに重点が置かれているが、地域保健における歯科保健医療の提供体制の継続という公衆衛生的視点が必要となる
- 多職種との連携の中での活動が必要とされる（「社会における医療」全般）

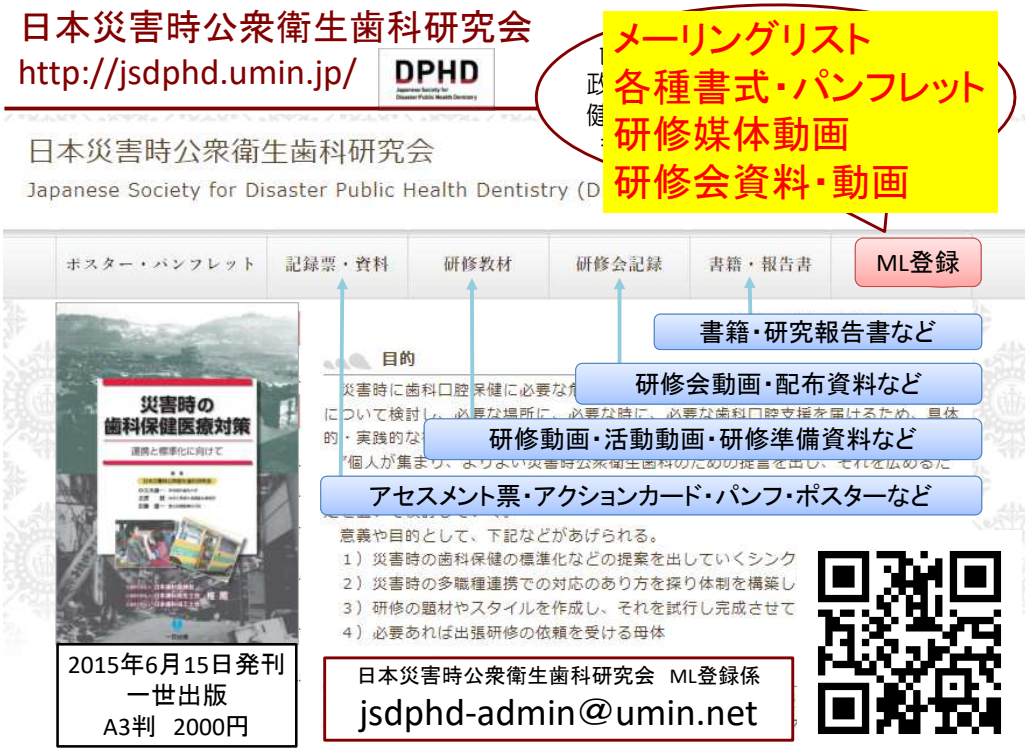




日歯会員の方は無料で受講できるはず
ぜひ、スタッフとともに、ご視聴ください

日歯Eシステム
生涯研修ライブラリー

日本災害時公衆衛生歯科研究会
http://jsdphd.umin.jp/



2015年6月15日発刊
一世出版
A3判　2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会　ML登録係
jsdphd-admin@umin.net

災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]

●災害歯科保健 Disaster Oral Health [YouTube]
※YouTubeにリンクが飛びます



○ 災害歯科 個別複数アセス記載 セルフワーク
- 個別複数アセス記載 アセスメント全体の概要
- 個別複数アセス記載 セルフワーク事前解説
- 個別複数アセス記載 事例1＋事例1の解説
- 個別複数アセス記載 事例2＋事例2の解説
- 個別複数アセス記載 記載の注意事項



○ 災害時の避難所における歯科保健医療個別アセスメント
- Scene 1 高齢の女性
- Scene 2 幼児がいる女性
- Scene 3 歯が痛い男性
- Scene 4 高齢の母とその娘
- Scene 5 じっとしている男性
- Scene 6 高齢者の介護者

日本歯科衛生士会
協力



○ 活動記録紹介動画
- 2016年 熊本地震
- 2017年 九州北部豪雨

動画 5分
1カ月の活動の流れ

動画 10分
組織的間の役割分担や準備



